

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和2年2月6日(2020.2.6)

【公表番号】特表2019-503285(P2019-503285A)

【公表日】平成31年2月7日(2019.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2019-005

【出願番号】特願2018-533221(P2018-533221)

【国際特許分類】

B 3 2 B 3/30 (2006.01)

G 0 2 B 5/124 (2006.01)

G 0 2 B 5/02 (2006.01)

B 3 2 B 7/023 (2019.01)

【F I】

B 3 2 B 3/30

G 0 2 B 5/124

G 0 2 B 5/02 C

B 3 2 B 7/02 1 0 3

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月19日(2019.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の材料を含み、かつ互いに反対側の第1主表面及び第2主表面を有する第1の微細構造化層であって、前記第1主表面が微細構造化表面であり、前記微細構造化表面が、山部及び谷部を有し、前記山部が、微細構造特徴部であり、前記微細構造特徴部のそれぞれが、前記それぞれの微細構造特徴部の前記山部と隣接する谷部との間の距離により画定される高さを有する、第1の微細構造化層と、

架橋性組成物又は架橋された組成物の少なくとも一方を含み、かつ互いに反対側の第1主表面及び第2主表面を有する第2の微細構造化層であって、前記第1主表面が微細構造化表面であり、前記微細構造化表面が山部及び谷部を有し、前記山部が、微細構造特徴部であり、前記微細構造特徴部のそれぞれが、前記それぞれの微細構造特徴部の前記山部と隣接する谷部との間の距離により画定される高さを有し、前記第2の微細構造化層の前記第2主表面の少なくとも一部分が、前記第1の微細構造化層の前記第1主表面の少なくとも一部分に直接貼り付けられている、第2の微細構造化層とを備える物品。

【請求項2】

前記第1の微細構造化層の前記微細構造特徴部のそれぞれの一部分が、前記第2の層の前記第2の材料内に、少なくとも部分的に貫入している、請求項1に記載の物品。

【請求項3】

前記第1の微細構造化層の前記第1の材料が、架橋性組成物又は架橋された組成物の少なくとも一方を含む、請求項1に記載の物品。

【請求項4】

前記第1の微細構造化層が、前記第1の微細構造化層の、任意の谷部から前記第2主表面までの最短距離により画定される厚さを有し、前記厚さが、25マイクロメートル以下である、請求項1に記載の物品。

【請求項 5】

前記第2の微細構造化層が、前記第1の微細構造化層の、任意の谷部から前記第2主表面までの最短距離により画定される厚さを有し、前記厚さが、25マイクロメートル以下である、請求項1に記載の物品。

【請求項 6】

前記物品が、80マイクロメートル以下の厚さを有する、請求項1～5のいずれか一項に記載の物品。